

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十八号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、県内の介護従事者の不足の状況に鑑み、介護関係業務への外国人労働者の参入の促進を図るため、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする留学生を修学資金の貸与により支援する法人に対し、その支援に要する資金（以下「支援資金」という。）を貸与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。

二 日本語教育機関 平成二年法務省告示第四百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）により告示された教育機関等をいう。

三 留学生 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者であつて、養成施設に入学するため日本語教育機関において修学するもの及び養成施設において修学するものをいう。

四 修学資金 留学生に対して次条に規定する法人が貸与する資金であつて、次に掲げるものをいう。

ア 居住費等生活費（食事、居住その他の日常生活に要する費用をいう。以下同じ。）

イ 入学準備金（養成施設に入学する際に要する費用をいう。以下同じ。）

ウ 就職準備金（県内の事業所等で介護福祉士の業務に従事するために要する費用をいう。以下同じ。）

（支援資金の貸与）

第三条 知事は、県内において次の各号のいずれかに該当する事業所等を三年以上適正に運営し、かつ、三年以上実務に従事した介護福祉士を配置している法人のうち、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする留学生に対して修学資金の貸与を行うものの申請により、その者に支援資金を貸与することができる。

一 介護保険法（平成九年法律百二十三号。以下この条において「法」という。）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設

二 法第八条第二十九項に規定する介護医療院

三 法第四十一条第一項本文の指定に係る法第八条第一項に規定する居宅サービス（同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護及び同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護に限る。）の事業を行う事業所

四 法第四十二条の二第一項本文の指定に係る法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス（同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）の事業を行う事業所

五 法第四十八条第一項第一号の指定介護老人福祉施設

六 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号の指定介護療養型医療施設（支援資金の額等）

第四条 支援資金の額は、第二条第四号に掲げる修学資金の区分に応じ、それぞれの修学資金の額の三分の一の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が次の各号に掲げる額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

一 居住費等生活費に充てる支援資金 留学生一人につき月額一万円

二 入学準備金に充てる支援資金 留学生一人につき六万六千円

三 就職準備金に充てる支援資金 留学生一人につき六万六千円

2 前項第一号の支援資金は、毎年度、当該年度においてそれぞれの留学生に要する額を一括して貸与する。

3 第一項第一号の支援資金の貸与期間は、留学生が日本語教育機関及び養成施設にお

いて修学する期間（修学に必要なと認められる期間として規則で定める期間を上限とする。）とする。

4 第一項第二号の支援資金は、留学生が養成施設に入学する年度の前年度に貸与する。

5 第一項第三号の支援資金は、留学生が養成施設を卒業する年度に貸与する。

（貸与の打ち切り）

第五条 知事は、支援資金の貸与を受けている法人から、当該法人が修学資金を貸与している留学生（以下「支援留学生」という。）が次の各号のいずれかに該当し、修学資金の貸与を終了した旨の報告を受けたときは、当該支援留学生に係る支援資金の貸与を打ち切るものとする。

一 日本語教育機関又は養成施設を退学したとき。

二 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

三 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

四 死亡したとき。

五 その他支援資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還債務の免除）

第六条 支援留学生が次の各号のいずれかに該当するときは、支援資金の貸与を受けた法人は、修学資金（当該支援留学生に係る支援資金に係る部分に限る。次条において同じ。）の返還債務を免除しなければならない。この場合において、知事は、当該支援留学生に係る支援資金の返還債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業後、直ちに県内において介護福祉士の業務に従事し、かつ、当該勤務の日から引き続き県内において介護福祉士の業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が五年（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）において介護福祉士の業務に従事した場合にあっては、三年）に達したとき。

二 従事期間中又は次項の業務に従事することができなかった期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、介護福祉士の業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第一号の規定の適用については、疾病、育児休業その他規則で定める特別の事情により業務に従事することができなかった期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、従事期間の計算に算入しないものとする。

第七条 知事は、前条に規定する場合を除くほか、支援留学生在が次の各号のいずれかに該当し支援資金の回収が困難であることについて、支援資金の貸与を受けた法人の責めに帰することができないと認められる場合において、当該法人が当該支援留學生に對して修学資金の返還債務を免除するときは、当該支援留學生に係る支援資金の返還債務の全部又は一部を免除するものとする。

- 一 死亡したとき、修学若しくは業務に著しい制限を加える障害を残す程度に心身を故障したとき又は規則で定める程度以上の災害を受け修学若しくは業務を継続する見込みがなくなつたとき。
- 二 入国前に生計を一にしていた親族の死亡、疾病その他やむを得ない理由により帰国し、再び国内に住所又は居所を有することとなる見込みがないとき。
- 三 五年以上にわたり行方不明であるとき。

(返還)

第八条 支援資金の貸与を受けた法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日から一月以内に、当該支援留學生に係る支援資金を返還しなければならない。

- 一 第五条の規定により貸与が打ち切られたとき。
- 二 支援留學生が、養成施設を卒業後に介護福祉士の資格を取得できなかったとき。
- 三 支援留學生が介護福祉士の資格を取得し、直ちに県内において介護福祉士の業務に従事しなかつたとき。
- 四 支援留學生が介護福祉士の資格を取得し、直ちに県内において介護福祉士の業務に従事した場合において、従事期間が五年（過疎地域における従事期間にあつては、三年）に達する日まで県内において介護福祉士の業務に従事しなかつたとき。

(返還債務の履行猶予)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、当該各号に掲げる返還債務の履行を猶予することができる。

- 一 支援留學生が行方不明であるとき又は支援留學生に災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき 当該支援留學生に係る支援資金の返還債務
- 二 支援資金の貸与を受けた法人に災害その他やむを得ない理由があると認められるとき 支援資金の返還債務

(延滞利息)

第十条 支援資金の貸与を受けた法人は、支援資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、支援資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときはこの限りでない。

(その他)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和二年四月一日以降に日本語教育機関又は養成施設に入学する留学生を修学資金の貸与により支援する法人に係る支援資金から適用する。